

---

**令和 6 年度  
通所 C を中心とした介護予防に関する研修会  
秋田市説明**

---

**秋田市 福祉保健部 長寿福祉課**



## 次第

01

総合事業等に関するアンケート結果について

02

国の方向性について

03

令和7年度の介護予防に関する方針について

# 01 総合事業等に関する アンケート結果について

## 対象と方法

対象	通所事業所 (72か所)	居宅等 (118か所)
調査項目	サービス利用・自立支援に関すること	
	6項目	13項目
調査方法	アンケート調査（回収：Web、メール、FAX） ※回答前に動画（秋田市の現状等の説明）視聴を促す	
調査期間	R6.9.24～R6.10.16	
分析方法	Excelにて単純集計	
回答率	45.8%	42.4%

▶ 長期間専門的支援が必要と思われるケースの  
背景・要因（上位3項目）（対象：通所）

身体的理由ではない理由で従前相当サービスを利用している方がいる。

個人因子

- ・ 自宅での入浴が困難  
（身体機能が原因）
- ・ 自発的な外出が困難
- ・ 精神的に不安定  
（ひきこもり等）

環境因子

- ・ 送迎が必要
- ・ 地域とのつながりが希薄
- ・ 多様なサービスが不足

# 従前相当サービスが不要な方について

(対象：通所)

短期集中、通いの場で状態の改善が見込まれる  
従前相当サービス利用者がいる。



## 通所Cは利用しにくいか (対象：居宅等)

9割が利用しにくさを感じている

利用しにくさを感じていない

10%

利用しにくさを感じている

90.0%

▶ 利用者の自立支援・重度化防止のため  
必要なもの（上位3項目）（対象：通所、居宅等）

通所事業所、居宅等とともに同様の考えである。

通所

- ・サービスの継続的利用
- ・セルフケアの定着
- ・住民への介護予防の  
周知、啓発

=

居宅等

- ・住民への介護予防の  
周知、啓発
- ・セルフケアの定着
- ・サービスの継続的利用



02

## 国の方向性について

## 介護予防・日常生活支援総合事業の主な変更点

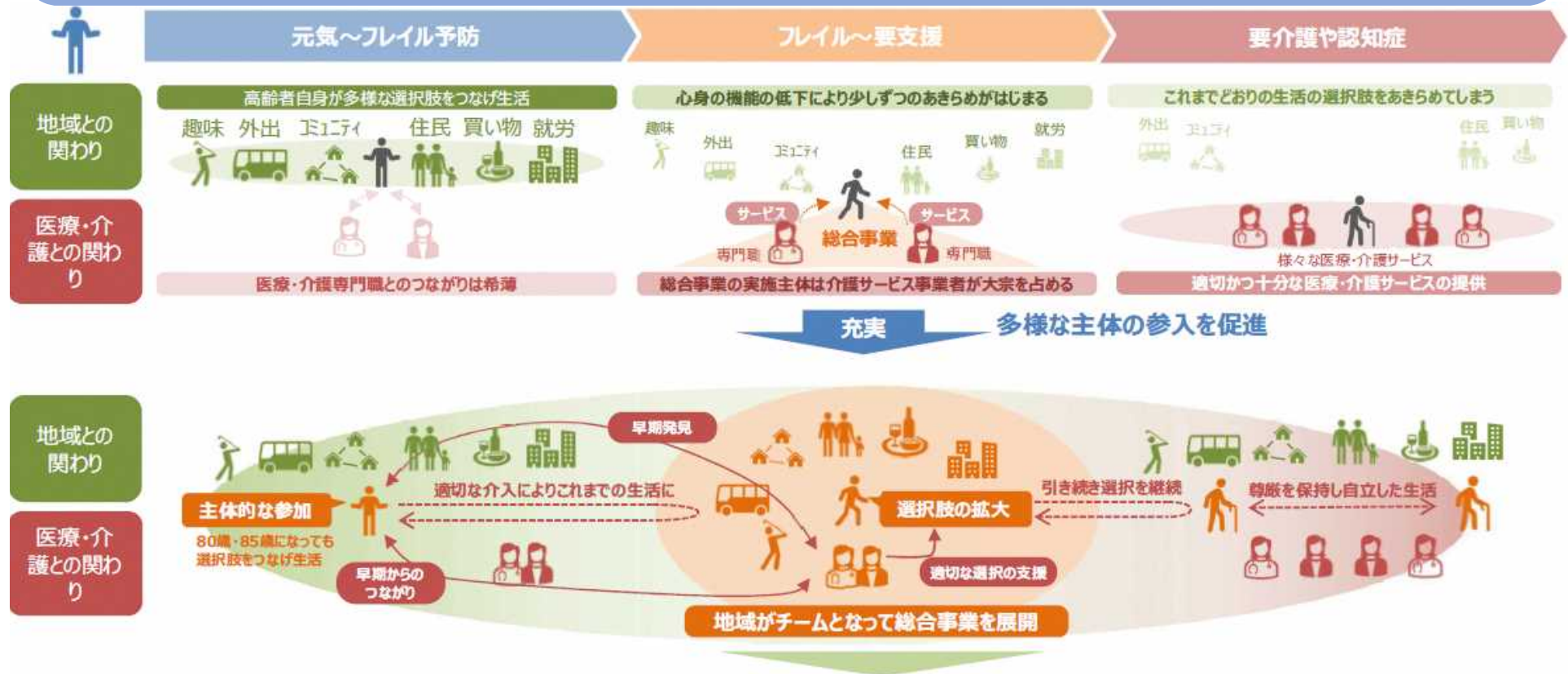
令和6年8月に地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活総合事業のガイドライン等が改正された。

### 主な変更点

- ・ 「高齢者自身が適切に活動を選択できる」 （総合事業の充実）イメージ図の変更
- ・ 事業名称の変更
- ・ 従前相当サービスの利用者像の明確化、通所型の内容変化
- ・ 介護予防ケアマネジメントに含まれる業務の明確化

# 「高齢者自身が適切に活動を選択できる」 (総合事業の充実) イメージ図の変更

元気なうちから地域社会や専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要になっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



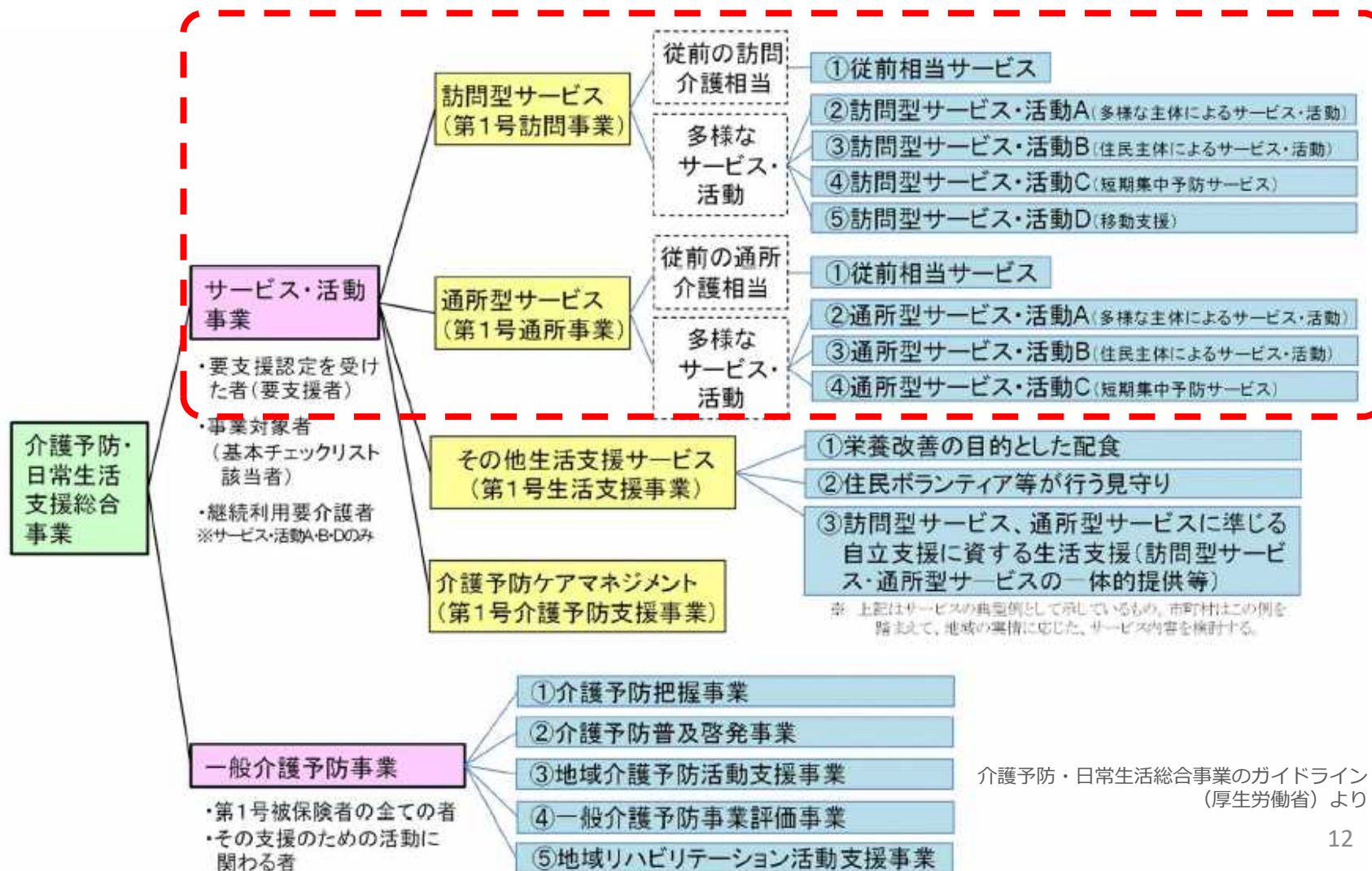
地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

# 事業名称の変更

介護予防・生活支援サービス事業

サービス・活動

【介護予防・日常生活総合事業の構成】



介護予防・日常生活総合事業のガイドライン  
(厚生労働省)より

# 従前相当サービスの利用者像の明確化、 通所型の内容変化

従前相当サービス



多様なサービス・活動

内容	専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス	地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
想定される対象者	進行性疾患や病態が安定しない者など	地域とのつながりの中で生活する要支援者等
サービス内容	総合的なもの（※）であるほか一定の制約あり	高齢者の視点に立って検討される

※（通所型）

運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行う

令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要（厚生労働省）より

## 介護予防ケアマネジメントに含まれる業務の明確化

介護予防ケアマネジメントは訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービス並びに一般介護予防事業等の多様な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うもの

### ケアプラン策定以外の介護予防ケアマネジメント業務

- ① ケアプラン策定をしない場合のアセスメントや事業実施者との連携
- ② サービス・活動事業の利用に至らなかった場合のアセスメントや利用調整等
- ③ 孤独・孤立の状況にある者に対する地域の多様な活動への参加支援のためのアウトリーチ等
- ④ サービス・活動B・D等の利用者に対し、自宅や活動の場への訪問・実施者からの報告等を通じ、状況等を定期的に把握すること  
(利用者や事業実施者への助言等を含む)
- ⑤ 目標の達成等がなされ、サービス・活動事業の利用終了が適切と認められる者に対し、その選択・目標に応じて、地域の多様な活動につなげるための援助
- ⑥ 地域のリハビリテーション専門職等との連携・協働  
(支援方針の検討のためのカンファレンスの実施等)

# 03

## 令和7年度の介護予防 に関する方針について

# 令和7年度の介護予防に関する方針について

アンケート結果や国の方向性、秋田市の現状（要支援認定者の重度化等）

## セルフケアを原則とした介護予防の実現

I can try！（介護予防のキャッチフレーズ）

※アンケート説明動画参照

**本人、家族、ケアマネ、市が同じ方向を向いて  
本人の望む暮らしを実現するために取組む**

### 【具体的な取組】

- ・ 通所C対象者の徹底
- ・ ケアマネジメントBの設定・事業対象者の特例確認
- ・ 介護予防手帳の活用



## 通所Cの対象者の徹底

### 通所C対象者（令和4年7月長寿福祉課通知）

- ・ デイサービスを希望する新規又は更新の申請があった事業対象者
- ・ デイサービスを希望する新規要支援認定者  
（要介護認定者の更新で要支援に変更になった者を含む）  
（要支援認定者の更新・区分変更を除く）
- ・ 通所C利用希望者

※通所Cの利用が適切でない状態像

- ・ がん末期
- ・ 進行性の疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症等）
- ・ 認知症（Ⅱa以上）
- ・ 身体的、精神的に配慮した通所型サービスの利用が不要な場合

**対象者に変更なし**

**今一度確認を！**

国の方向性を踏まえ、適切なサービス・活動につなげるために以下の取組を実施する。（予定）

- ・ 相談受付票（仮）の活用
- ・ 総合事業パンフレットの刷新

## ケアマネジメントBの設定・事業対象者の特例認定

【通所Cが利用しにくい理由（アンケートより）】

- ・ 利用申請手続きや書類作成など、不随する手間が大きく負担感がある。
- ・ 要介護認定申請が前提である。

事務量の軽減、迅速なサービス利用の実現

ケアマネジメントB

事業対象者の特例確認

適用

通所Cのみ利用

※事業対象者：基本チェックリスト該当者

内容

- ・ 簡略化したケアプラン作成
- ・ プラン原案不要
- ※目標達成や通所C終了した場合には、多様な活動につなげる支援に注力してもらいたい。

- ・ 基本チェックリスト該当をもって申請を可能とする。
- ※介護認定審査会を省略
- ・ 有効期限：6か月
- ・ 利用者に、通所Cについて説明し、同意を得たうえで申請すること。

## 介護予防手帳の活用

- 【利用者の自立支援、重度化防止のため、必要なもの（アンケートより）】
- ・「本人のセルフケアの定着」が通所事業所、居宅等で上位を占める。

### 介護予防手帳の活用により、セルフケア定着を目指す



【令和6年12月内容リニューアル】

全61ページ

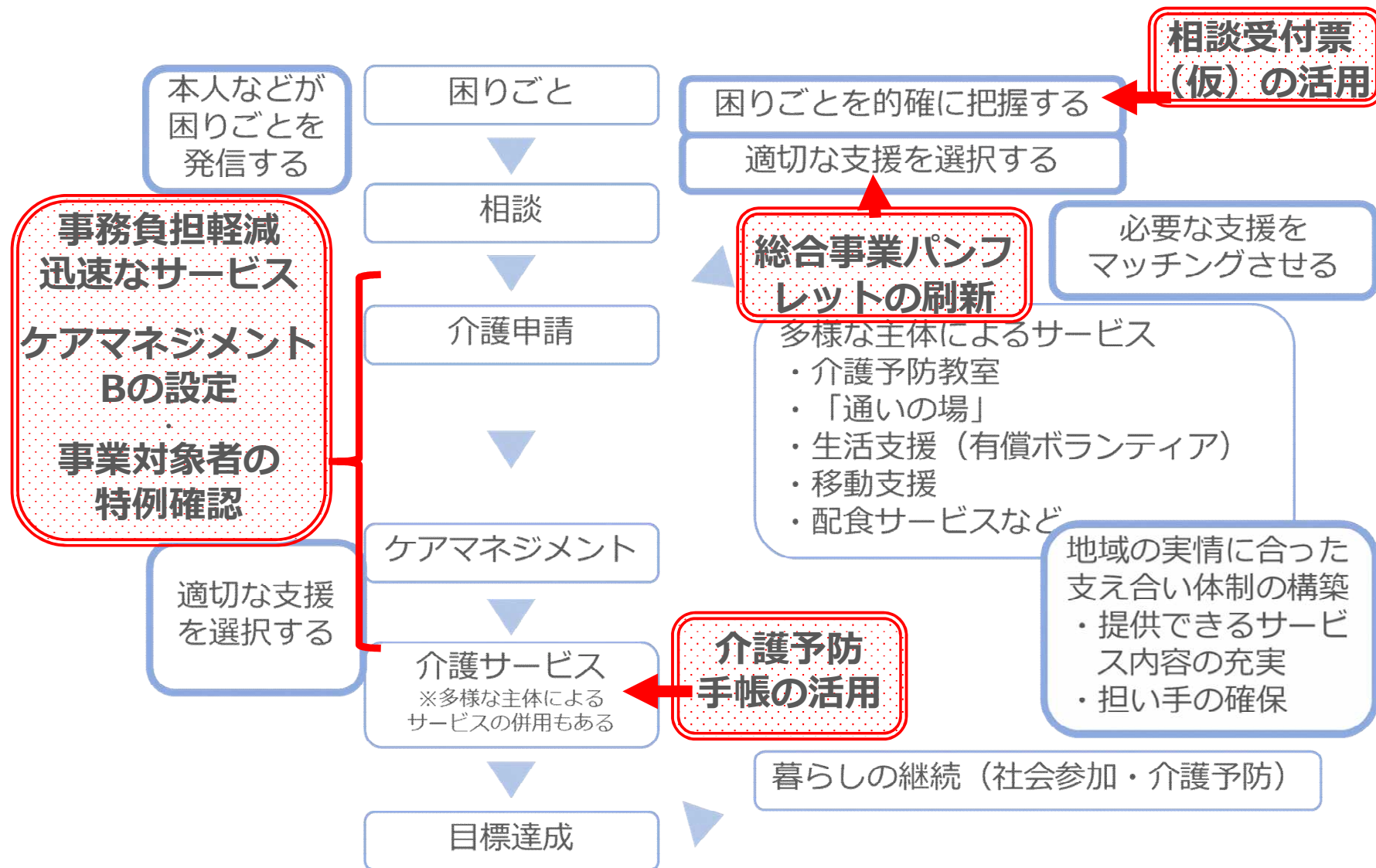
- ・今を知る（基本チェックリスト等）
- ・目標を立てる
- ・健康づくりの基礎知識
- ・取組の記録
- ・測定の記録

※支援者用マニュアルを作成する予定

# 介護予防を実現するために必要なこと

(困りごとから社会参加や介護予防に至るまでの流れ)

※目指す姿実現のために必要なこと



# (参照) 重度化を防ぐ取組 ～要支援相当の方が元の生活に戻れる取組～

## 通所型サービス・活動C (通所型介護予防事業)

### 概要

- 事業対象者、要支援 1～2 が対象。
- おおよそ週 1 回、3 か月間、個々の課題や目標に向けた介護予防プログラムを実施し、地域の「通いの場」や自身の生きがい・役割につなぐことを目指すもの。

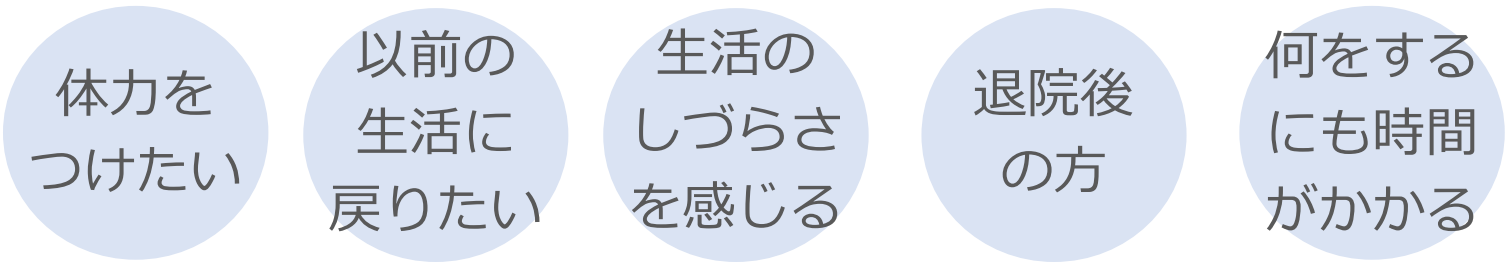
### その他

- 秋田市では、新規要支援認定者、事業対象者は原則として通所Cを利用することとしている。

【令和 4 年度実績】

通所C利用者の**約 7 割**が**改善**、**約 3 割**が**維持**している。

※悪化は 0 であった。



改善の可能性があります！ぜひ通所Cの利用を検討ください。

**要支援1・2、事業対象者向け** あきらめかけていた  
楽しみや趣味はありますか？

**TRY/90日(3か月)** **元気な自分を取り戻そう!**  
通所型介護予防サービス(通所C)と訪問型介護予防サービス(訪問C)のご案内

**おすすめのポイント**

- 個人の「したい・できるようにになりたい」を大切にそれぞれに合ったプログラムの提供
- ご自宅でも運動などの介護予防の取組を継続できるようにサポート
- 3か月のサービス利用が終了した後の生活も一緒に考えます

楽しみながら体力や知識をつけ、  
自分のしたいこと、できるようになりたいことを実現させましょう!

**STEP 01 話し合い**  
あなたの「したい・できるようにになりたい」を支援者等と共有し、3か月間の目標を立てます。

**STEP 02 サービス利用**  
3か月間、サービスを利用します。

1か月目	2か月目	3か月目
<b>慣らしの期間</b> ●身体機能測定 ●体ほぐし ●家でできる運動	<b>能力向上期間</b> ●筋力アップのための運動	<b>仕上げの期間</b> ●卒業に向けたアドバイス

**STEP 03 振り返り**  
最初立てた目標にどのくらい近づけたかを振り返ります

**STEP 04 サービス卒業～元気な自分を取り戻す～**  
生活の中で「元気」を維持向上することが大切です

サービス終了後も  
自信をもって生活ができることを目指しましょう!

散歩に行く    お茶のおみに出かける    台所立って料理ができる    体操サークルに遊ぶ    ボランティア活動をする

**通所型サービスとは?**

身体機能、栄養状態、口腔機能の改善を目指し、日常生活を自立して行えるように支援するサービスです。個人に合ったプログラムを集中(3か月間)に取り組むことで、生活機能の向上を目指します。

**3か月で効果が出る!**  
過去1年に1度以上転倒した者に対し、  
3か月間運動介入を行ったところ、  
その後1年間の転倒率の低下率が改善!

項目	3か月	※最大6か月まで利用可能	1割減の料金
①運動員の機能向上 ※個別トレーニング、自宅でできる運動等	週1回 全12回		2,300円
②栄養改善 ※栄養士の指導、食事内容のアドバイス等	月2回 全6回		2,300円
③口腔機能向上 ※口腔の検査、嚥下練習マッサージ等	月2回 全6回		2,300円
①～③の複数のプログラムの組み合わせ	運動:週1回 全12回 その他:月2回 全6回	2割 2,600円 3割 2,900円	

※上記は目安です。個別に異なります。

**通所C利用中に保健師、看護師がお話をうかがいます**  
無料でご自宅に訪問したり、電話をかけ、通所Cで学んだ内容や日々の運動習慣などを確認しながら、自宅で介護予防を継続できるようにアドバイスをいたします。(訪問型介護予防サービス(訪問C))

**卒業生の声**

- 仕事ももらくなりました!
- 大抵の病院の受付も業務できるようになった!
- 長年とグラウンドゴルフを続けられる体力がついた!

ご利用を希望される場合は、お住まいの地域の地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーへご相談ください。

短期集中予防サービスを利用して、これからも住み慣れた地域で暮らし続けませんか。

【問合せ先】秋田市福祉保健部長寿福祉課在宅サービス担当  
電話:888-5668 FAX:888-5667 メール:ro-wfkg@city.akita.lg.jp

# (参照) 令和7年度 通所C受託事業所募集

## 募集要項等について質問受付

令和7年1月30日(木)～令和7年2月6日(木)

## 募集要項等について質問回答

令和7年2月14日(金) 予定

## 応募書類の受付

令和7年2月6日(木)～令和7年2月25日(火)

## 審査結果の公表

令和7年3月中旬

【提出書類等はHPに掲載されています】

秋田市HP関連ページ：  
秋田市通所型介護予防事業  
受託事業者の募集について  
広報ID 1023739



高齢者が自分らしく暮らせるための支援に取り組んでみませんか？

詳細をお聞きになりたい方は、お声がけください！

# 市と専門職が同じ方向を向いて 秋田市の高齢者を支援していきたい

※高齢者があきらめていたこと、やりたいことが実現できるような  
秋田市を目指したい